

# ご旅行条件書

この旅行は、(株)石川県旅行業協会（石川県金沢市旭町2丁目8番40号旭ビル102号 石川県知事登録旅行業第2-88号、以下「当社」といいます。）が企画する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

ご旅行の条件（旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める取引書面の一部となります。）詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込み下さい。

## ■旅行のお申込み方法と契約の成立時期

- ・当社所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みください。
- ・電話等でのご予約の場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から3日以内に申込金の支払いをしていただきます。
- ・旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。

## ■旅行代金について

- ・旅行代金に含まれるもの（パンフレットに記載した日程の交通費、宿泊代、食事代、入場料、取扱料金、消費税等諸税を含みます。）
- ・特に記載のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満3歳以上12歳未満の方は子供代金となります。こども代金と3歳未満の幼児代金は窓口にお問い合わせください。

## ■最少催行人数

参加されているお客様がそれぞれのコースに記載されている最少催行人数に満たない場合は旅行の実施の中止をさせていただくことがあります。この場合は原則として出発前の14日前（日帰り旅行については4日前）までに連絡させていただきます。

## ■宿泊

お部屋は和室・和洋室・洋室です。また表示旅館が同等クラスの施設に変わる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

## ■取消料(旅行開始前)

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
①21日前にあたる日以前の解除	無料	無料
②20日前にあたる日以降の解除（③～⑦を除く）	旅行代金の20%	無料
③10日前にあたる日以降の解除（④～⑦を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日前にあたる日以降の解除（⑤～⑦を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始当日の解除（⑦を除く）	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

## ■旅程管理

お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を行うため、ご旅行中の旅程管理は添乗員又はその代行者（タクシードライバー）が行いますが、総括旅程管理は株式会社石川県旅行業協会で行います。

## ■その他

この条件に定めのない事項は当社標準旅行業約款によります。

## ■旅行条件の基準

この旅行条件は2018年10月1日を基準としております